

6 輸国第 597 号
令和 6 年 5 月 24 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から輸出される錦鯉の衛生証明書の発行については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-S4「輸出錦鯉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、アルゼンチン及び仏領ポリネシア当局との協議の結果、衛生証明書の添付により両国への錦鯉の輸出が可能となったことを踏まえ、手続規程の別表 2 の改正を行いましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。